

以下、人材紹介取引契約書の一部を抜粋

### 第3条【返金制度】

1 求職者が就業した後、当該求職者の責に帰すべき事由により、以下に定める期間内に退職した場合、申込者は1か月以内にグローマ스에、退職確認書を以て報告することで、グローマ스는以下に定める返金表に基づき返金を行うものとする。

#### ◆返金表

入職前および入職後1週間以内の退職	100%
入職後1か月以内の退職	50%
入職後3か月以内の退職	30%
入職後6か月以内の退職	10%
入職後12か月以内の退職	5%

2 求職者が、申込者の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退職に至った場合、その他申込者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、本条第1項にかかわらず紹介手数料は返金しない。なお、当該退職が申込者による紹介手数料の支払い前であっても、申込者の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。